

基礎医学委員会・基礎生物学委員会・統合生物学委員会・食料科学委員会・臨床医学委員会・薬学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：実験動物分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○基礎医学委員会 基礎生物学委員会 統合生物学委員会 食料科学委員会 臨床医学委員会 薬学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員または連携会員
3	設置目的	実験動物を用いる研究は生命科学の出発点でもあり、動物実験による教育・研究・開発は人類の健康と福祉向上に不可欠な学術活動である。関連領域は基礎・統合生物学、農学、基礎・臨床医学、薬学など広範囲にわたっている。実験動物そのもののみならず、広く科学技術の発展に資する目的で、実験動物を用いた学術活動に関連する問題を総合的に検討するため本分科会を設置する。
4	審議事項	1) 各領域における実験動物を用いた研究に関わる問題 2) 実験動物を用いた研究の振興に関する問題 3) 実験動物を用いた科学技術の発展と社会情勢に関わる問題 4) 動物福祉及び動物実験に関する法令、指針等に関わる問題等
5	設置期間	令和3年3月25日～令和5年9月30日
6	備考	※事実上継続